

資料 4

2022年3月24日

食品衛生分科会

その他の報告事項
に関する資料

(4) その他の報告事項

- ①食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について…………… 3
- ②令和4年度輸入食品監視指導計画（案）とその概要について…………… 5
- ③「第1回食品安全制度懇談会」の開催について…………… 10

食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について(令和4年2月28日時点)

(前回(令和3年12月23日)及び前々回(令和3年9月10日))に開催の食品衛生分科会において、審議又は報告を行った農薬等及び添加物)

No.	分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
1	9月	動物用医薬品	ゲンチアナバイオレット	令和3年9月3日～ 令和3年10月2日	意見あり	令和3年2月15日～ 令和3年4月16日	意見なし	基準(案)の 変更なし
2	"	農薬	MCPA	令和3年9月3日～ 令和3年10月2日	意見あり	令和3年7月30日～ 令和3年9月28日	意見なし	基準(案)の 変更なし
3	"	農薬	MCPB	令和3年9月3日～ 令和3年10月2日	意見あり	令和3年7月30日～ 令和3年9月28日	意見あり	基準(案)の 変更なし
4	"	農薬	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	令和3年9月3日～ 令和3年10月2日	意見あり	令和3年7月30日～ 令和3年9月28日	意見なし	基準(案)の 変更なし
5	"	農薬	ベンゾピンジフルビル	令和3年9月3日～ 令和3年10月2日	意見あり	令和3年7月30日	-	基準(案)の 変更なし
6	"	農薬	ホスチアゼート	令和3年9月3日～ 令和3年10月2日	意見あり	令和3年7月30日～ 令和3年9月28日	意見あり	基準(案)の 変更なし
7	"	農薬・動物用医薬品	シペルメトリン	令和3年11月12日～ 令和3年12月11日	意見なし	令和3年9月2日～ 令和3年11月1日	意見あり	基準(案)の 変更なし
8	"	動物用医薬品	ゼラノール	令和3年11月12日～ 令和3年12月11日	意見なし	令和3年9月2日～ 令和3年11月1日	意見なし	基準(案)の 変更なし
9	"	農薬	キャプタン	令和3年11月12日～ 令和3年12月11日	意見なし	令和3年9月2日～ 令和3年11月1日	意見なし	基準(案)の 変更なし
10	"	農薬	シアゾファミド	令和3年11月12日～ 令和3年12月11日	意見なし	令和3年9月2日	-	基準(案)の 変更なし
11	"	農薬	ジメテナミド	令和3年9月3日～ 令和3年10月2日	意見あり	令和3年7月30日～ 令和3年9月28日	意見なし	基準(案)の 変更なし
12	"	農薬	スピネトラム	令和3年9月3日～ 令和3年10月2日	意見あり	令和3年7月30日～ 令和3年9月28日	意見あり	基準(案)の 変更なし
13	"	農薬	ピリオフェノン	令和3年11月12日～ 令和3年12月11日	意見あり	令和3年9月2日～ 令和3年11月1日	意見なし	基準(案)の 変更なし
14	"	農薬	フルオキサストロピン	令和3年11月12日～ 令和3年12月11日	意見なし	令和3年9月2日	-	基準(案)の 変更なし
15	"	農薬	プロシミドン	令和3年11月12日～ 令和3年12月11日	意見あり	令和3年9月2日	-	基準(案)の 変更なし
16	"	農薬	マンデストロピン	令和3年11月12日～ 令和3年12月11日	意見なし	令和3年9月2日	-	基準(案)の 変更なし
17	"	農薬	メタフルミゾン	令和3年9月3日～ 令和3年10月2日	意見あり	令和3年7月30日～ 令和3年9月28日	意見あり	基準(案)の 変更なし
18	"	動物用医薬品	アルベンダゾール	令和3年11月12日～ 令和3年12月11日	意見なし	令和3年9月2日	-	基準(案)の 変更なし
19	"	農薬	基本原則の一部改訂に伴う残留基準の設定(40剤)	令和3年9月3日～ 令和3年10月2日	意見あり	令和3年7月30日	-	基準(案)の 変更なし
20	12月部会	農薬	ホラムスルフロン	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月6日	-	基準(案)の 変更なし
21	"	農薬	ウニコナゾールP	令和4年2月21日～ 令和4年3月22日	実施中	令和4年1月10日～ 令和4年3月11日	実施中	-
22	"	農薬	プロパルギット	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月6日	-	基準(案)の 変更なし
23	"	農薬	ペンディメタリン	令和4年2月21日～ 令和4年3月22日	実施中	令和4年1月10日～ 令和4年3月11日	実施中	-
24	"	農薬	オキサチアピプロリン	令和4年2月21日～ 令和4年3月22日	実施中	令和4年1月10日	-	-
25	"	農薬	カズサホス	令和4年2月21日～ 令和4年3月22日	実施中	令和4年1月7日～ 令和4年3月8日	実施中	-
26	"	農薬	クレトジム	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月6日	-	基準(案)の 変更なし
27	"	農薬	セダキサン	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月6日	-	基準(案)の 変更なし
28	"	農薬	ピリベンカルブ	令和4年2月21日～ 令和4年3月22日	実施中	令和4年1月10日～ 令和4年3月11日	実施中	-
29	"	農薬	フェナザキン	令和4年2月21日～ 令和4年3月22日	実施中	令和4年1月10日	-	-
30	"	農薬	フルアジナム	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月6日～ 令和4年2月4日	意見なし	基準(案)の 変更なし
31	"	農薬	フルチアニル	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月6日～ 令和4年2月4日	意見なし	基準(案)の 変更なし

32	"	農薬	プロフラニド	令和4年2月21日～ 令和4年3月22日	実施中	令和4年1月10日	－	－
33	"	農薬	マンジプロバミド	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月6日～ 令和4年2月4日	意見なし	基準(案)の 変更なし
34	"	農薬	メタミホップ	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月6日	－	基準(案)の 変更なし
35	"	動物用 医薬品	イソオイゲノール	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月6日	－	基準(案)の 変更なし
36	"	動物用 医薬品	オキシクロザニド	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月7日	－	基準(案)の 変更なし
37	"	動物用 医薬品	カンタキサンチン	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月7日	－	基準(案)の 変更なし
38	"	動物用 医薬品	酢酸イソ吉草酸タイロシン	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月7日	－	基準(案)の 変更なし
39	"	動物用 医薬品	トリメプリム	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月7日	－	基準(案)の 変更なし
40	"	動物用医薬 品、飼料添 加物	ハロフジノン	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月6日	－	基準(案)の 変更なし
41	"	動物用 医薬品	マデュラマイシン	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月7日	－	基準(案)の 変更なし
42	"	動物用 医薬品	ロベニジン	令和3年12月21日～ 令和4年1月19日	意見なし	令和3年12月7日	－	基準(案)の 変更なし

令和4年度輸入食品監視指導計画（案）の概要

令和4年3月
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室

1. 目的

輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 適用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3. 輸入食品の現状等

【令和3年度輸入食品監視指導計画に基づく監視結果の概況】

- 検査項目の追加など輸入時の検査体制の整備
- モニタリング検査や検査命令等の輸入時における監視指導の強化を実施
- 改正食品衛生法の完全施行に向けた輸出国との協議等を実施

4. 令和4年度における輸入食品監視指導について

【監視指導の実施体制】

食品安全基本法第4条において、「食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない」とされており、この観点から、輸出国における生産の段階から、輸入、国内流通までの各段階において必要な衛生管理対策の措置を講じる。

【監視指導の基本的方向】

- これまでの対策を継続して進めるとともに、引き続き、輸入時の体制を整備
- モニタリング検査について、より効果的に実施するため、幅広く実施することに努め、効率的に実施するために必要な体制整備を検討
- 検査結果等を踏まえ計画的にモニタリング検査を実施し、年度途中においても見直し等を検討
- 経済連携協定の進展に伴う輸入食品の増加等が見込まれるため、これまでの輸入時検査を中心とした監視体制に加え、輸出国での生産段階の安全性を確保する取組を継続

5. 令和4年度における監視指導の具体的内容

【重点的に実施すべき事項】

- 輸入届出の審査による食品衛生法への適合性確認
- モニタリング検査^{*1}の実施（令和4年度計画：約100,000件）
- モニタリング検査以外の行政検査の実施
- 検査命令^{*2}の実施
- 包括的輸入禁止措置^{*3}の検討
- 海外からの問題発生情報に基づく緊急対応

【輸出国段階における衛生管理対策の推進】

- 輸出国の政府担当者等に対する我が国の食品衛生管理規制等の周知
- 計画的な情報収集及び現地調査による対日輸出食品の衛生管理対策の推進

○ 試験検査技術等の技術協力

【輸入者による自主的な衛生管理の推進】

- 食品衛生上の規制、輸入者の責務等の周知
 - ・いわゆる健康食品に対する健康被害情報や指定成分等含有食品の指導
 - ・食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に関する周知及び指導
 - ・輸入届出の内容と実際の貨物が同一であることの確認の指導
- 輸入前指導の実施
- モニタリング検査時における流通状況の記録等の提出の指導

【法違反が判明した場合の対応】

- 廃棄等又は迅速な回収の指示及び再発防止策の構築の指導
- 違反原因の調査及び改善結果の報告の指導
- 輸入者等に対する営業禁停止処分の検討
- 違反事例の公表

【関係者相互間の情報及び意見の交換】

- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- 輸入食品監視指導計画及び結果の公表
- リスクコミュニケーションの実施

【その他】

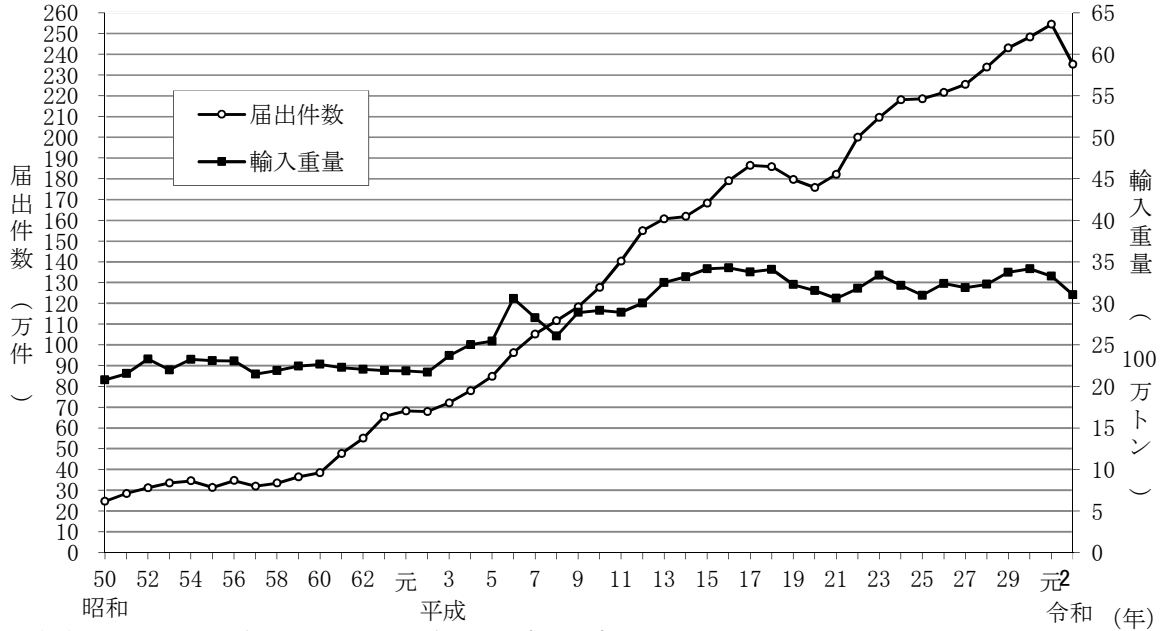
- 検疫所に従事する食品衛生監視員の人材の養成及び資質の向上
- 検疫所が実施する試験検査等に係る点検

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品等の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し、定めた計画的な検査。

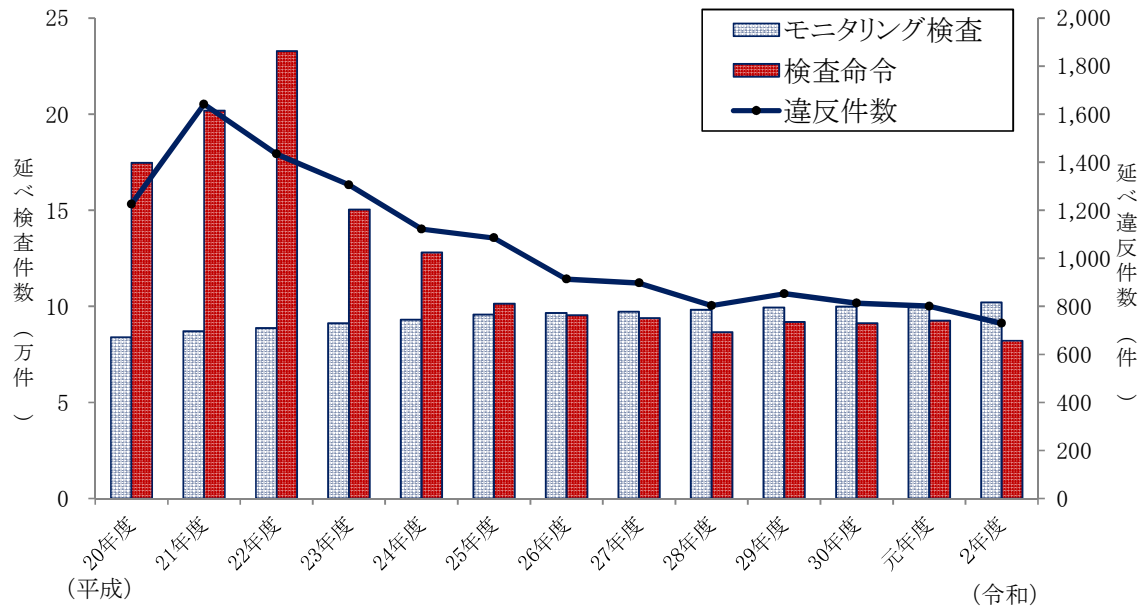
※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置。

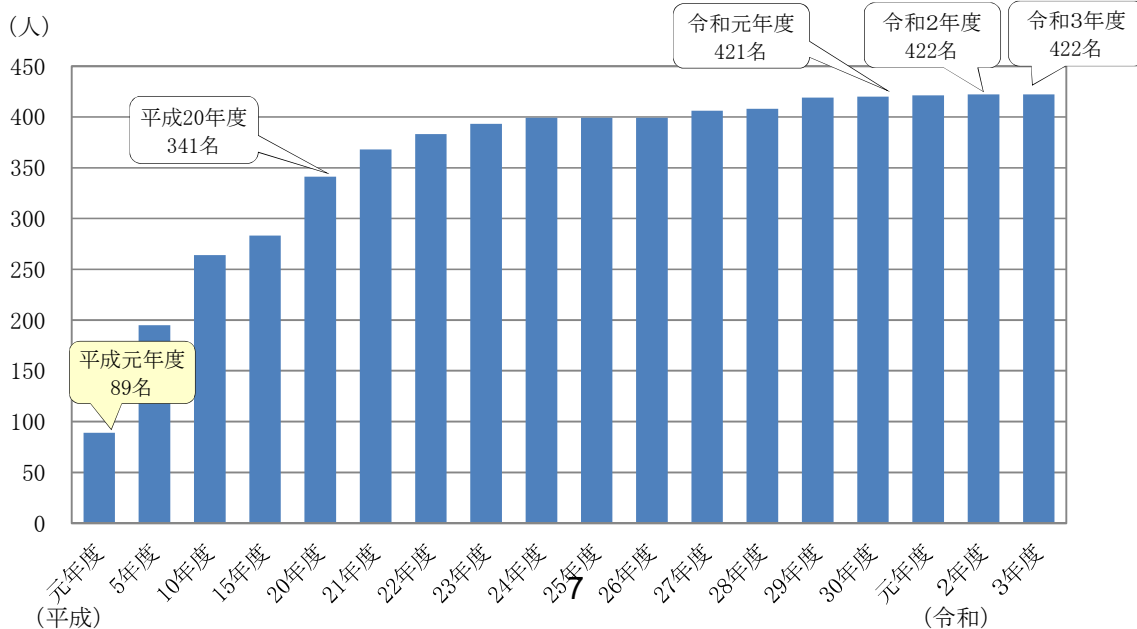
1. 年別輸入・届出数量の推移



2. 年度別延べ検査件数[※]の推移



3. 検疫所の食品監視員年度推移



令和2年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果の概要

1. 輸入食品監視指導計画とは

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対して、重点的、効果的かつ効率的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給工程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において安全確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方とする。

3. 重点的に監視指導を実施すべき項目の実施結果

[] カッコ内は令和元年度の数値

(1) 輸入届出時における法違反の有無の確認

届出件数約235万件[約254万件]、届出重量約3,106万トン[約3,327万トン]について、法に基づく規格、基準等への適合性について審査を実施。

(2) モニタリング検査^{*1}（※件数については延べ数）

① モニタリング計画：99,730件[99,059件]

② 実施件数：102,070件[99,636件]（実施率：約102%[約101%]）、うち違反件数：146件[144件]

(3) 検査命令^{*2}

① 全輸出国の17品目及び29か国・1地域の80品目（令和3年3月31日時点）

② 実施件数：68,941件（延べ82,161件）[69,185件（延べ92,635件）]、うち違反件数：198件（延べ201件）[201件（延べ201件）]

(4) 違反状況

① 違反件数：691件[763件]（違反率：届出件数の0.03%[0.03%]、検査件数：約20万件[約22万件]

（違反件数：微生物規格158件[180件]、有害・有毒物質及び病原微生物155件[179件]、添加物111件[140件]、残留農薬137件[127件]、腐敗、変敗（異臭やカビの発生等）52件[52件]、残留動物用医薬品15件[16件]、器具及び容器包装規格22件[35件]、他43件[34件]

② 違反品は積み戻し、廃棄等の措置

③ 包括的輸入禁止規定^{*3}の発動対象となる品目はなかった。

(5) 海外情報等に基づく緊急対応

オランダにおけるピーナッツバターのアフラトキシン汚染、中国産乾燥きくらげのサルモネラ属菌汚染などについて、輸入実績が確認された場合に国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収を指示するとともに、該当製品の積み戻し等を行う措置を講じ、輸入時の監視体制強化した。

4. 輸出国における衛生管理対策の推進

(1) 二国間協議を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策、監視体制の強化、衛生管理対策の確立の要請並びに牛海綿状脳症（BSE）に係る対策を行った。

例：アイルランド産及びフランス産牛肉並びにイタリア産めん羊及び山羊肉の BSE 対策

(2) 輸出国への専門家の派遣等を通じた、輸出国における衛生対策に係る技術協力を行った。

5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

[] カッコ内は令和元年度の数値

(1) 輸入前指導（いわゆる輸入相談）

品目別相談件数 23,781 件 [22,629 件]、うち違反該当件数 523 件（延べ 666 件） [627 件（延べ 870 件）]

(2) 輸入前相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導

(3) 輸入食品等の記録の作成、保存に係る指導

(4) 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発として、各検疫所において説明会等を開催

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し定めた計画的な検査。

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し、検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定。

食品安全制度懇談会 開催要綱

1 趣旨

平成30年の食品衛生法改正、食品の販売形態の多様化、分子生物学的技術を用いた新たな育種技術（ゲノム編集技術、その他）の実用化等、食品衛生をとりまく環境が今後大きく変化していくことが見込まれている。

これらの背景を踏まえ、食品衛生をとりまく環境変化への総合的な対応に資するよう、食品安全等に係る制度の在り方等に関し、関係者に幅広く意見を聴く場として、食品安全制度懇談会を開催する。

2 検討事項

- (1) 食品安全等に係る施策の実施状況について
- (2) 食品安全等に係る制度の在り方について
- (3) その他食品安全等に関する事

3 構成等

- (1) 懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 懇談会の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 懇談会には座長を置き、座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 運営

- (1) 懇談会は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 懇談会は、原則公開とし、会議資料及び議事録についても、後日ホームページにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開とする必要があると座長が認めた場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 上記(2)により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。
- (4) 懇談会は必要に応じ、ワーキンググループを開催することができる。
- (5) 懇談会の庶務は、医薬・生活衛生局食品基準審査課及び食品監視安全課の協力を得て、生活衛生・食品安全企画課において行う。
- (6) その他懇談会の運営に関して必要な事項は、座長と協議の上、生活衛生・食品安全審議官が定める。

(別紙)

食品安全制度懇談会構成員名簿

あさくら 朝倉	ひろし 宏	国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部長
いとう 伊藤	みちほ 美千穂	京都大学大学院薬学研究科 准教授
いなみ 稲見	しげゆき 成之	東京都福祉保健局食品監視課 課長
うらごう 浦郷	ゆき 由季	全国消費者団体連絡会 事務局長
かじ 加地	よしふみ 祥文	公益社団法人日本食品衛生協会 常務理事
かたの 片野	みどり 緑	日本生活協同組合連合組織推進本部社会・地域活動推進部組合員活動グループ マネジャー
かみむら 神村	ゆうこ 裕子	公益社団法人日本医師会 常任理事
かりた 苅田	かなえ 香苗	杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室 教授
きっかわ 吉川	としこ 肇子	慶応義塾大学商学部 教授
ごうだ 合田	ゆきひろ 幸広	国立医薬品食品衛生研究所 所長
せいこ 清古	あゆみ 愛弓	葛飾区 健康部長兼保健所所長
たなべ 田辺	よしたか 義貴	一般財団法人食品産業センター 専務理事
ひらさわ 平沢	ゆうこ 裕子	産経新聞東京本社編集局文化部 記者
ふじわら 藤原	りん 凜	函館大学商学部 准教授
むらまつ 村松	ちえこ 智恵子	名古屋市食肉衛生検査所 所長 (令和4年3月23日現在 五十音順 敬称略)

Press Release

令和4年3月23日（水）

【照会先】

医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全企画課

課長補佐 小谷 （内線 2448）

総務係 大塚 （内線 2444）

企画法令係 高田 （内線 2451）

（代表電話番号） 03(5253)1111

（直通電話番号） 03(3595)2326

第1回食品安全制度懇談会（Web会議）開催案内

第1回食品安全制度懇談会を下記のとおり開催いたします。
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web会議での開催といたします。

日 時：令和4年3月30日（水）10:00～12:00

- 議題案：1 開会
2 食品安全制度の現状等について
3 意見交換
4 その他

※議事については、変更をすることがありますので御了承願います。

※資料は、3月29日（火）までに当省ホームページに掲載いたします。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin_478471_00001.html)

公開に関する具体的な取扱いは次のとおりですので、傍聴を希望される方はこれに沿って必要な手続等を行ってください。

(1) 傍聴要領

- 傍聴を希望される方は、1. 氏名（ふりがなをふってください）、2. 所属組織（団体・会社名等）、3. 住所、4. 電話番号・FAX 番号・電子メールアドレスを記入の上、E-メールまたは FAX にて、下記連絡先まで事前にお申し込みください。（お電話によるお申込みは御遠慮ください）また、件名には「3月30日開催食品安全制度懇談会傍聴希望」とお書きください。

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課総務係 宛
FAX : 03-3503-7965
E-メール: s-bunkakai2326@mhlw.go.jp

- お申込締切日は、令和4年3月29日(火)17:00です。
- 傍聴は WEB 会議システムを用いた音声のみの中継とさせていただきます。WEB 傍聴の方法につきましては、傍聴希望された方にメールにて御案内を予定しています。
- 上記期限を超過して申込みいただいた場合、傍聴をお断りさせていただく場合がございます。
- Web 会議システムの都合上、希望者多数の場合は、傍聴者を制限させていただく場合がございます。傍聴の可否について、傍聴できない方に対しまして、事前に御連絡いたします。傍聴に関するお問い合わせは厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課総務係(内線 2444)にお願いします。

(2) 傍聴される皆様へのお願い

傍聴に当たり、以下の事項をお願い申し上げます。これらについてお守りいただけない場合には、傍聴をお断りさせていただく場合がございます。

- 傍聴は、事前にお知らせする方法のみご利用ください。
- 会議の録画・録音、Web 会議用 URL の共有は御遠慮ください。
- 会議開始 15 分前までに御準備をお願いします。
- その他、座長及び事務局職員の指示に従ってください。